

常陸太田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成27年常陸太田市条例第2号）第6条の規定に基づき、常陸太田市人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表します。

平成30年9月10日

常陸太田市長 大久保 太一

常陸太田市人事行政の運営等の状況の公表

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 採用・退職者数の状況

ア 採用者数の状況

区 分	H29.4.1～H30.3.31 採用者数（人）		
	試験採用	再任用	計
一般行政職	16	4	20
消防職	2	0	2
技能労務職	0	1	1
計	18	5	23

イ 退職者数の状況

区 分	H29.4.1～H30.3.31 退職者数（人）					計
	定年	勸奨	再任用満了	普通	死亡	
一般行政職	7	1	8	2	0	18
消防職	1	1	0	0	0	2
医療職	0	1	0	0	0	1
技能労務職	1	0	2	0	0	3
計	9	3	10	2	0	24

(2) 職員数の状況

区 分	職員数（人）		
	H29.4.1	H30.4.1	対前年増減
一般行政部門	355	363	8
教育部門	98	89	△9
消防部門	88	88	0
公営企業等会計部門	55	56	1
計	596	596	0

## 2 人事評価の状況（平成29年度）

地方公務員法第23条の2第1項に基づき、職員がその職務を遂行するにあたり、発揮した能力及び挙げた業績を把握したうえで、勤務成績の評価を行い、任用、給与その他の人事管理の基礎資料とする。

- (1) 能力評価 評価項目ごとに定める着眼点に基づき、職務遂行の過程において発揮された職員の能力を客観的に評価する。
- (2) 業績評価 職員があらかじめ設定した業務目標の達成度により、その業務上の業績を客観的に評価する。
- (3) 評価期間 4月1日から翌年3月31日まで

## 3 職員の給与の状況

- (1) 平均給料月額及び平均年齢の状況（平成30年4月1日現在）

区 分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	319,800 円	43.8 歳
技能労務職	297,200 円	49.3 歳
消防職	335,500 円	40.0 歳

- (2) 職員の初任給の状況（平成30年4月1日現在）

区 分	学 歴	初任給
一般行政職	大学卒	179,200 円
	高校卒	147,100 円
技能労務職	高校卒	144,500 円
	中学卒	136,500 円
消防職	大学卒	205,200 円
	高校卒	166,000 円

- (3) 経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成30年4月1日現在）

区 分	学 歴	10 年以上	15 年以上	20 年以上
		15 年未満	20 年未満	25 年未満
一般行政職	大学卒	295,236 円	322,746 円	341,218 円
	高校卒	258,100 円	299,375 円	331,733 円

- (4) 主な職員手当の状況（平成30年4月1日現在）

区 分	内 容	
期末手当 勤勉手当	6 月期	期末手当 0.90 月分
		勤勉手当 0.650 月分
	12 月期	期末手当 0.90 月分
		勤勉手当 0.800 月分

	計 2.600月分 1.80月分 (1.450月分) (0.85月分) ※ ( ) 書きは、再任用職員の支給月数
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 6,500円/月 ・子 1人につき10,000円/月 ・満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子 1人につき5,000円/月を加算 ・父母等 1人につき6,500円/月
住居手当	・借家等居住者 (家賃12,000円以上) 家賃の額に応じて27,000円限度に支給
通勤手当	・交通機関 (電車等) 利用者 6ヶ月定期券等の価額による一括支給 (上限55,000円) ・交通用具 (自動車等) 利用者 2km以上の距離段階区分に応じて2,000~31,600円/月
宿日直手当	宿直又は日直勤務をした職員に支給 ・通常の宿日直勤務 1回につき4,200円 ・常直的宿日直勤務 勤務日数が月の1/2を超える場合 月額21,000円 勤務日数が月の1/2以下の場合 月額10,500円
管理職員特別勤務手当	・管理職員が臨時又は緊急等の必要により週休日等に勤務した場合 役職に応じ1回当たり4,000円~10,000円を支給 (勤務が6時間を超える場合 6,000円~15,000円) ・管理職員が臨時又は緊急等の必要により平日深夜 (午前0時~午前5時) に勤務した場合 役職に応じ1回当たり2,000円~5,000円を支給
時間外勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務した職員に支給 1時間当たりの給与額に100分の125から100分の175を乗じた額
特殊勤務手当	危険, 不快, 不健康又は困難な勤務等に従事する職員に支給
休日勤務手当	祝日等において勤務を命じられた職員に支給 1時間当たりの給与額に100分の135を乗じた額
管理職手当	管理, 監督の地位にある職員に支給 役職に応じ, 32,400円~57,600円を支給
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜に勤務した職員に支給 1時間につきその者の単価の25/100を支給
退職手当	茨城県市町村総合事務組合 (県内市町村で構成) の退職手当条例の規定に基づき, 給料, 勤務年数に応じて計算した額に, 職責に応じた調整額を加算して支給

(5) 特別職の報酬等の状況（平成 30 年 4 月 1 日現在）

区分	給料・報酬の月額		期末手当
市長	給料	885,000 円 (840,700 円)	6 月期 1.575 月 12 月期 1.725 月 計 3.300 月
副市長		705,000 円 (669,700 円)	
教育長		665,000 円 (631,700 円)	
議長	報酬	460,000 円	
副議長		415,000 円	
議員		395,000 円	

※（ ）内は平成 18 年度から 5%の減額措置を行っており、減額後の金額です。

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間（平成 30 年 4 月 1 日現在）

○勤務時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

○休憩時間 正午から午後 1 時まで

※特別の勤務（保育所等）に従事する職員の勤務時間は上記とは異なります。

(2) 休暇（平成 30 年 4 月 1 日現在）

年次休暇	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1 月 1 日に在職する職員に対して、1 年につき 20 日</li> <li>・年の途中において新たに職員となる者は、当該年における在職期間に応じた日数（例：4 月 1 日採用者は 15 日）</li> </ul>
療養休暇	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</li> <li>・90 日以内において必要最小限の期間</li> </ul>
特別休暇	<ul style="list-style-type: none"> <li>・選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合として、市規則で定める場合に必要と認められる期間</li> </ul>
介護休暇	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員が配偶者、父母、子等の生計を一にする親族で、負傷、疾病又は老齢により 2 週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合</li> <li>・連続する 6 か月の期間内において必要と認められる期間</li> <li>・勤務しない期間（時間）は無給</li> </ul>

5 職員の分限処分及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況 (平成 29 年度) (単位：人)

区 分	降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績が良くない場合	0	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	0	5	0	0
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0	0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0	0
合 計	0	0	5	0	0

(2) 懲戒処分の状況 (平成 29 年度) (単位：人)

区 分	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合	0	0	0	0	0
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0

6 職員のサービスの状況

(1) 育児休業の取得者数 (平成 29 年度の新規取得者) (単位：人)

区分	育児休業 取得者数	休業承認期間別の内訳					
		6 月以下	6 月超 1 年以下	1 年超 1 年 6 月以下	1 年 6 月超 2 年以下	2 年超 2 年 6 月以下	2 年 6 月超
男性職員	0	0	0	0	0	0	0
女性職員	2	0	0	0	0	1	1
合計	2	0	0	0	0	1	1

(2) 部分休業の取得者数 (平成 29 年度の新規取得者) (単位：人)

区分	部分休業 取得者数	休業承認期間別の内訳					
		1 年以下	1 年超 2 年以下	2 年超 3 年以下	3 年超 4 年以下	4 年超 5 年以下	5 年超
男性職員	0	0	0	0	0	0	0
女性職員	5	3	1	0	0	1	0
合計	5	3	1	0	0	1	0

(3) 育児短時間勤務者数（平成 29 年度の新規取得者）（単位：人）

区分	育児短時間 勤務者数	承認期間別の内訳			
		3 月以下	3 月超 6 月以下	6 月超 9 月以下	9 月超
男性職員	0	0	0	0	0
女性職員	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0

(4) 介護休暇の取得者数（平成 29 年度の新規取得者）（単位：人）

区分	介護休暇 取得者数	承認期間別の内訳					
		1 月以下	1 月超 2 月以下	2 月超 3 月以下	3 月超 4 月以下	4 月超 5 月以下	5 月超 6 月未満
男性職員	0	0	0	0	0	0	0
女性職員	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0	0

7 職員の研修の状況（平成 29 年度）

区 分	研 修 内 容	延人員 (単位:人)
階層別研修	市町村アカデミー研修, 茨城県自治研修所の階層別研修, 新規採用職員研修(庁内研修)	90
実務・教養 研修	茨城県自治研修所の階層別研修以外の研修, メンタルヘルス(セルフケア, ラインケア)研修, ビジネスマナー研修会等	282
派遣研修	総務省実務研修, 茨城県実務研修, 民間派遣研修	8
自主教育	通信教育 15 講座	30
合 計		410

8 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度

ア 茨城県市町村職員共済組合

主な事業	事業の内容
短期給付事業	組合員とその家族の病気・出産・災害等に対し必要な給付を行う
長期給付事業	組合員の退職・障害・死亡に対して年金又は一時金の給付を行う
福祉事業	健康の保持増進事業や保養施設の運営, 住宅資金の貸付等を行う

※幼稚園教諭は, 公立学校共済組合の組合員となっています。

イ 常陸太田市職員共済会

主な事業	事業の内容
給付事業	各種見舞金, 祝金, 弔慰金等の給付を行う
福利厚生事業	職員レクレーションの実施 人間ドック助成, 自主活動(資格取得等)助成を行う

ウ その他

主な事業	事業の内容
職員の健康診断	定期健康診断・各種がん検診
メンタルヘルスケア	ストレスチェックや心の健康相談等の実施，講習会を開催

(2) 公務災害補償の状況（平成 29 年度）

項目	認定件数
公務災害	1 件
通勤災害	0 件

(3) 公平委員会からの報告事項

区 分	件数
給与，勤務時間その他勤務条件に関する措置の要求	0 件
不利益処分についての不服申立て	0 件